

道路占用工事企業者連絡協議会
会員企業 様

工事監督補助業務委託について

さて、東京都下水道局では、工事監督業務の効率化を図るため、「工事監督補助業務委託」を試行しています。今年度も、工事監督補助者が施工協議及び現場立会等に対応いたしますので、引き続きご理解を賜りご協力を頂きますよう宜しくお願いします。

- (問い合わせ) 建設部工務課指導担当 Tel.5320-6668

表面

裏面

No.○

業務委託証明書

顔写真

氏名 ○○○○
上記のものは当局の委託により工事監督補助業務委託に従事するものであることを証明する。
発行年月日 ○○年○月○日
有効期限 ○○年○月○日

東京都公営企業管理者下水道局長

注意

①委託先 東京都下水道サービス株式会社
②委託内容 工事監督補助業務委託
③本証明書は他人に貸与したり、譲渡しないこと。
④本証明書は身分証明書とともに携帯すること。
⑤本証明書の記載事項に変更が生じた場合は、本証明書を返還して新たに証明書の交付を受けること。
⑥期間が満了したときは速やかに当局へ返還すること。
⑦本証明書を紛失した場合は、直ちに当局へ届出ること。

東京都下水道局建設部工務課長
電話 (5320) 6665

■工事監督補助業務配置図

	R2年度
配置図	○東京都下水道局 西部第二下水道事務所 Tel.3969—2481 ○東京都下水道サービス㈱ 西部第二施工管理事務所 Tel.5915—2031 ○東京都下水道局 北部下水道事務所 Tel.5820—4381 ○東京都下水道サービス㈱ 北部施工管理事務所 Tel.3864—4880 ○東京都下水道局 西部第一下水道事務所 Tel.5343—6304 ○東京都下水道サービス㈱ 西部第一施工管理事務所 Tel.3389—3072 ○東京都下水道局 中部下水道事務所 Tel.3270—8329 ○東京都下水道サービス㈱ 中部施工管理事務所 Tel.3241—0705 ○東京都下水道局 東部第一下水道事務所 Tel.3645—9268 ○東京都下水道サービス㈱ 東部第一施工管理事務所 Tel.5633—8670 凡例 : 工事監督補助業務 を対象としない地域
施工管理事務所	5拠点
対象工事件数	132件程度
対象下水道事務所	5下水道事務所 ・中部下水道事務所 ・東部第一下水道事務所 ・西部第二下水道事務所 ・北部下水道事務所 ・西部第一下水道事務所